

社協だより あすなろ

住所 佐井村大字佐井字大佐井川目 39-12 佐井村高齢者生活福祉センター内

TEL 38-4181

FAX 38-2383

URL <http://www.sai-shakyo.com/>

(デイサービス利用者さん)

見守りシステムを利用しませんか

一人暮らしの高齢者等に対し、佐井村見守り告知ネットワークシステム（サイボード）を活用し、1日1回告知端末による呼びかけを行い、安否確認を行うシステムです。対象者には毎日午前7時から午後3時までの間、サイボードに応答画面が配信され、ボタンを押すと社会福祉協議会に押した情報が流れます。午後3時までに押せない場合は、安否確認のため担当者が電話や訪問をします。

詳しい内容については社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。



除雪ボランティア募集

佐井村社会福祉協議会では、毎年65歳以上の高齢者世帯の方を対象とした除雪作業を、地域のボランティアの皆さんとともに行っております。ボランティアに協力できる方は、ぜひボランティア登録をお願いいたします。

詳しい内容についてはお気軽にお問い合わせください。



赤い羽根共同募金にご協力をお願いいたします



令和3年度『赤い羽根』共同募金運動が、10月1日から全国一斉に始まります。各町内会、地区のボランティアの皆さんが募金運動を行います。戸別募金では例年お渡ししていた「赤い羽根」が昨年度より、左側のうんたんをモチーフにした「うんたんステッカー」にかわっております。

また「赤い羽根協力店」として各商店様にご協力をいただき募金箱を設置しておりますので、見かけましたらご協力お願いいたします。

※運動期間は令和3年10月1日から令和3年12月31日までになります

配分金の使い道

令和2年12月19日、一人暮らしの高齢者（75歳以上）に、クリスマスプレゼントを配る「クリスマス宅配サービス事業」および、毎年12月31日には一人暮らし高齢者（85歳以上）の方へ「NHK歳末たすけあい寄付金助成事業（おせち料理配食）」を実施しています。

また本広報紙、社協だより「あすなろ」にも配分金が使われています。



プルタブの回収にご協力をお願いします



佐井村共同募金委員会では共同募金運動の一環としてプルタブの回収を行っております。今年度も引き続き、回収を行っておりますので、ご自宅や職場で集まったプルタブがありましたら、社会福祉協議会にお持ちいただきますよう、ご協力お願いいたします。

～昨年度の実績は248Kgで、金額は19,096円でした～

地域福祉車両が配備されました

令和元年度、共同募金助成申請事業を活用させていただき、青森県共同募金会より、地域福祉活動用車両が配備されました。この車両は社会福祉協議会が行う地域福祉活動の推進に活用させていただきます。



デイサービスを利用してみませんか

入浴やお茶のみ、食事、体操やゲームなど皆さんと交流して楽しく過ごしませんか。一人暮らしの方は頑張りすぎず、ご家族の方は自分たちだけで抱え込まずにお気軽にご相談ください。1日体験も実施しております。

詳しくは担当ケアマネジャーまたは役場内地域包括支援センターにご相談ください。



●1日の過ごし方(おおよその目安です)

- | | | | |
|---------|--------|----------|----------|
| ・ 9時 | 自宅へお迎え | ・ 12時30分 | お昼寝 |
| ・ 9時20分 | 健康チェック | ・ 14時 | レクリエーション |
| ・ 10時 | 入浴 | ・ 15時 | おやつ |
| ・ 12時 | 昼食 | ・ 16時20分 | 帰宅 |

お達者クラブに参加しませんか

65歳以上の方であれば参加でき、1ヵ月に3回開催しています。入浴や簡単なゲーム等も行っており在宅高齢者に対する生きがいや健康づくり活動、他者との交流を目的とするクラブです。月に1回は大間町に買い物に出かけます。皆さんと一緒に楽しい時間を過ごしてみませんか。

1日体験も実施しておりますので詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。



母子寡婦福祉会会員募集

母子寡婦福祉会では、母子家庭の生活向上のため、行政に対して母子福祉施策を要望したり、署名活動や大会決議を行政に提出するなど福祉向上のための努力を続けています。

母子家庭の母や寡婦であればどなたでも会員になれます。詳しい内容については社会福祉協議会までご連絡ください。



佐井村身体障がい者福祉協議会会員募集



佐井村身体障害者福祉協議会では、佐井村の身体障がい者の活動を推進し、身体障がい者福祉の増進を図ることを目的として活動しており、生きがいづくりや心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消などを図り、住み慣れた場所で安心して生活が送れるよう支援しています。

身体障がい者手帳保有者または、愛護手帳保有者の方であればどなたでも会員になれます。詳しい内容については社会福祉協議会までお問い合わせください。

生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金とは低所得者、障がい者および高齢者世帯を対象として、資金の貸し付けとそれに伴う必要な相談援助を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活をおくれるよう支援する貸付制度です。なお生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し効果的、効率的な支援を実施することにより生活困窮者の自立を図る制度です。

貸付対象は低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に該当し審査の結果、償還が可能で世帯の自立が見込める世帯です。また貸付には具体的な使用目的が必要で資金種類ごとに条件が定められています。

詳しい内容等は、社会福祉協議会までお問い合わせください。



福祉・過疎地有償運送の利用・予約のお知らせ

予約の時間は利用日前日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）の午前8時から午後3時までになります。当日の予約の場合は、村内間および大間行きのみ平日の午前8時から午前10時までの間に予約ができます。

ただし、運転手が不在、車両の都合により対応できない場合がありますので、前日までの予約をお願いいたします。また予約時間外は受付できませんのでご了承ください。なおご利用する場合は会員登録が必要になりますので、ご登録を事前をお願いいたします。登録料は無料になっております。

利用または会員登録についてのご相談、詳しい内容については社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。



一人で悩んでいませんか？

自立に向けた相談窓口のご案内

あなたの生活の

困りごとや心配

「なにをどうすればいいかわからない」と立ち止まらずに一緒に進んでみませんか？どなたでもご相談ください。

仕事がなかなか決まらない
仕事が長続きしない

家計が毎月赤字
どうしよう…。
(家計が心配)

高齢だけど働いて収入を得たい
社会参加して
なにかの役に立ちたい

うちの息子がずっと働かないで家にいる。
将来どうしよう…。

下北地域自立相談窓口
むつ市中央一丁目8番1号 むつ市社会福祉協議会内
FAX 017-764-6907

(対象地域:大間町・東通村・風間浦村・佐井村)

フリーダイヤル
(青森県社会福祉協議会)

スマホからでも
相談無料・通話料無料

0800-800-7114